

流山市市民参加条例に関する提言書について

平成23年2月
流山市市民参加条例検討委員会

目次

1	前文	1
2	総則	
	(1) 目的	3
	(2) 定義	3
	(3) 基本原則	3
3	行政への市民参加	
	(1) 趣旨	5
	(2) 参加の対象	5
	(3) 参加の推進	6
	(4) 参加のしくみ	6
	(5) 参加の対象と方法の組み合わせ	6
	(6) 参加のタイミング・方法	7
	(7) 市民の政策提案制度	10
	(8) 行政の責務	11
4	議会への市民参加	
	(1) 趣旨	12
	(2) 市民参加の対象	12
	(3) 市民参加の方法	12
	(4) 市民政策提案制度	12
	(5) 市民参加の推進	13
	(6) 議会の責務と役割	13
5	コミュニティへの市民参加	
	(1) 参加の趣旨	14
	(2) 基本原則	14
	(3) 地域まちづくり協議会づくり	14
	(4) 「コミュニティへの市民参加」推進のために	16
6	協議型協働の推進	
	(1) 趣旨	17
	(2) 基本原則	17
	(3) 「協議型協働の区分」	17
	(4) 市民と行政との「協働」	17

(5)	市民同士の「協働」	19
(6)	「協議型協働」推進のために	20
7	市民参加・協働推進のための環境づくり	
(1)	情報の公開・共有	21
(2)	意識改革と啓発	21
(3)	育成と支援	22
8	市民参加・協働推進の組織	
(1)	市民参加・協働推進委員会	24
(2)	市民参加・協働推進専任部署	24
(3)	提案審査会	25
9	雑則・附則	26
(1)	条例の見直し	
(2)	委任	
(3)	附則	
ア	施行期日	
イ	経過措置	

資料

- 1 市民参加条例検討委員会名簿
- 2 検討委員会活動経過